

# 令和6年度香川県病院局会計年度任用職員 (病棟看護アシスタント)採用選考試験案内

令和7年2月  
香川県立中央病院

香川県立中央病院において、病棟看護アシスタント業務に従事する会計年度任用職員（改正地方公務員法第22条の2第1項第1号及び第2号に規定する一般職の非常勤職員）を募集します。

## 1 募集内容

受付期間	雇用開始年月日
◆2月3日（月）～	4月1日以降随時

## 2 募集業務及び募集人員等

募集業務

病棟看護アシスタント業務

募集人員

18名

業務内容

看護補助業務全般（患者の介助、排泄介助、食事介助、環境整備、入院時の案内、物品管理等）

※年度更新

## 3 受験資格

(1) 次の地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者は、受験できません。

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) パソコンの基本操作（ワード・エクセル）ができる者。

※現在、香川県の会計年度任用職員等である方も受験できます。

## 4 選考方法、内容、日時及び場所

選考方法	内容	日時	場所
書類選考	提出された書類（履歴書及び職務経歴書）により、資格・免許、実績及び経歴等に基づく業務適性について審査します。	随時 (履歴書等到着後7日以内)	—
口述試験	個別面接を行います。	随時 (時間は受験者に別途電話連絡)	香川県立中央病院

## 5 選考結果について

選考結果は口述試験後 7 日程度で郵送又は電話連絡にて通知します。

※採用試験申込書の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用されないことがあります。

## 6 応募方法

(1) 次の書類を以下の申込先に郵送してください。

①履歴書（任意様式）

②職務経歴書（任意様式）

③ハローワークからの紹介状※

※現在、香川県立中央病院の会計年度任用職員として勤務している者は提出不要です。

申込先

〒760-8557 香川県高松市朝日町一丁目 2 番 1 号

香川県立中央病院 副看護部長

TEL：087-811-3333

FAX：087-802-1188

※試験当日は、必ずマスクの着用をお願いします。

(2) 履歴書等は返却しません。また、申込後の内容変更や差し替えはできません。

## 7 雇用条件等（令和 7 年 4 月 1 日見込み）

(1) 雇用期間

採用の日（原則として令和 7 年 4 月 1 日）から令和 8 年 3 月 31 日まで（最長 1 年間）

任用期間の勤務実績に基づき、令和 8 年 4 月 1 日から引き続いて再度の任用を行うことができ（4 回上限）、任用開始から最長の場合で 5 年間勤務することができます。なお、業務の見直しに伴う業務自体の廃止等により再度の任用を行わない場合があります。

雇用開始から 1 か月間は、地方公務員法第 2 2 条に規定する条件付採用の期間となります。（条件付採用期間中も雇用条件に変更はありません。）

(2) 給与及び勤務時間等の勤務条件については、次のとおりです。(記載内容については、令和7年4月1日見込みであり、今後の給与改定等により変更となる場合があります。)

給料月額 ※	180,800円 ~ 189,500円 ※給料月額は、職歴等を考慮して決定します。
地域手当	給料月額の3.2%
期末手当 勤勉手当	<p>【期末手当】</p> <p>6月 (給料月額+地域手当) の1.25ヶ月分 12月 (給料月額+地域手当) の1.25ヶ月分</p> <p>【勤勉手当】</p> <p>6月 (給料月額+地域手当) の1.05ヶ月分 12月 (給料月額+地域手当) の1.05ヶ月分</p> <p>※新規採用者は在職期間に基づく割落としがあります。(例えば、令和7年4月に採用された場合には、令和7年6月期は期末手当0.375月分、勤勉手当0.315月分)</p> <p>※6か月以上の任期で基準日に在職する場合に支給します。</p> <p>※勤勉手当については、標準的な勤務成績を基準とした支給割合を記載しています。</p>
通勤手当	公共交通機関利用の場合・・・最も長い期間の定期券の額等を実費支給。 自動車等による通勤の場合・・・月額30,700円を上限に、通勤距離に応じた額を支給。
勤務形態(原則)	1日7時間45分勤務 ①8時30分から17時15分(休憩60分) ②7時30分から16時15分(休憩60分) 交代制、4週8休
保険等	地方職員共済組合(短期給付)・雇用保険・厚生年金保険・労災保険 ※原則として、任用の日から地方職員共済組合(短期給付)の適用となります。一定の条件を満たし、再度の任用により1年を超えて勤務することになった場合、地方職員共済組合(長期給付)の適用となります。 ※一定の条件を満たし、6ヶ月を超えて勤務することになった場合、退職手当の支給対象となり、雇用保険は適用除外となります。 ※制度改正により、内容が変更になる場合があります。

この試験についての問合せは、下記までお願いします。

**香 川 県 立 中 央 病 院**  
〒760-8557 香川県高松市朝日町一丁目2番1号  
TEL : (087) 811-3333 (代 表)